## 水の事故に備えて

# 水難救助訓練を実施

実施しました。 署の合同での水難救助訓練を 団伊野方面隊、 淀川(波川)で、 のレジャーシーズンを前に仁 6月18日(日)本格的な川で 仁淀消防組合、いの警察 日高村消防 いの町消防

的に実施されたものです。 関相互の連携を図ることを目 応と捜索技術の向上、関係機 による水の事故への迅速な対 この訓練は、町内の各機関 訓練では、町内各機関によ

索訓練及び救助者の搬送訓 る救助艇での行方不明者の捜 ロープ結索訓練が行われ





ました。

気をつけてください。 より、多くの水難事故が発生 ブームによる行楽客の増加に しています。川遊びをすると 仁淀川でも、 くれぐれも水難事故に 危険箇所では遊泳しな アウトドア



### 新入団員の紹介

活動にご支援をお願いします。 きましても新入団員の消防団 防・防災活動におけるご活躍 清水分団 枝川分団 伊野分団 を期待します。また、地域にお 方を紹介します。地域での消 新たに消防団に入団された 堅田 筒井佐紀子さん 良子さん 修平さん

#### 8月の 消防団行事予定

8月6日(日

伊野方面隊 いの町民祭警備(伊野分団)

地域の消防屯所で無線の通信 行っています テスト、機械器具の点検を 毎月1日、11日、 21日に各

#### (吾北方面隊)

具の点検を行っています。

各地域の消防屯所で機械器

で機械器具の点検を行ってい 団は第1水曜日に各消防屯所 2分団は第1金曜日、第3分 本川方面隊) 第1分団は第1水曜日、第

#### 6月の 災害等出動状況

林野火災 1 件 (54 名)

住宅火災 1 件 (46 名)

義務付けられました!! 警報器の設置が 般住宅にも

#### 設置基準

○既存住宅 ○新築住宅 平成18年6月1日から設置 が義務付けられました。

平成23年5月31日までに設

置が必要です。

#### 設置場所

③ 3 階建て住宅の場合 ② 2 階建て住宅の場合 ①平屋建て住宅の場合 寝室のみ設置 2階に寝室がある場合は、 供する居室で、次の各部分 すべての就寝の用(寝室)に に設置が必要です。 寝室と2階の階段に設置

寝室と3階の階段に設置 ある場合は、寝室と2階及 1階に寝室がある場合は 1階2階及び3階に寝室が

④右記①~③に該当しない階 設置 で、7平方メートル以上の び3階の階段に設置 居室が5以上ある階の廊下 (廊下がない場合は階段)に

※警報器は、日本消防検定協 ださい。 の付いたものを設置してく 会の「鑑定マーク(NS印)」

#### 十分注意してください!! 悪質な訪問販売には、

装って訪問し、粗悪品を押し 分注意してください。 ませんので、 警報器を販売することはあり 消防署員が住宅用防災(火災) 売りするケースもあります。 売する業者や、消防職員を 市場価格を超えた高額で販 訪問販売には十

#### 問い合わせ

仁淀消防本部予防係

0 1 2 0 全国フリーダイヤル (住宅用火災警報器相談室) 893-3221 -565 - 911